

1 都市計画マスタープランの目的

都市計画法は、昭和43年6月、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動の確保並びに適正な制限による合理的な土地利用を図ることを基本理念とし、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として制定されました。その後、産業構造及び社会構造の変化に伴い、また、国民生活におけるライフスタイルの多様化・高度化に対応するため、施行から24年を経た平成4年6月に、建築基準法の改正と併せて都市計画法の大幅な改正が行われました。

この改正された都市計画法では「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(都市計画マスタープラン)が新たに規定され、市町村が地域固有の自然、歴史、文化、暮らし、産業等の地域特性を踏まえて、各々のまちづくりの課題に対応した独自の整備方針を、市民参画の下に、まちづくりの基本方針として策定するよう定められています。

この法改正によって、市町村ではこれまでの広域の都市計画から、より具体的できめ細かいまちづくりを行うことができるようになりました。また、その策定に市民が参画することで、地域の特性に応じた身近な都市空間の形成を市民の手で進めるまちづくりができるようにもなりました。

本市の都市計画マスタープランの果たす目的は、次のようになります。

都市計画マスタープランは・・・

(1) 実現すべき具体的な都市の将来像を示します

(2) 土地利用規制や各種事業の都市計画決定、変更の指針とします

(3) まちづくりにかかわる計画を取りまとめて調整を図ります

(4) まちづくりの実践やサポートを、市民の参画と協働を得て進めます

(5) 市民による、きめ細かなまちづくりをバックアップします

2 都市計画マスタープランの役割

(1) 全体構想と地域別構想

本マスタープランは、「全体構想」と「地域別構想」の2つに大きく分けられます。

全体構想では、本市の地域特性や周辺都市を含めた広域の位置付け、現在の都市計画の状況などを踏まえた上で、本市全体の将来像を明らかにして今後のまちづくりの方向を定めます。また、市域を越えた広域的視点で本市のまちづくりの在るべき方向を示す計画であり、行政の基本的方針として、本市の都市計画の基本となる計画といえます。さらに、全体構想では、分野別に具体的なまちづくり方針を明らかにします。

一方、地域別構想では、本市の開発動向(浜・南芦屋浜地域)や分断要素(市街化区域・鉄道・道路)などを検討して5つの地域(北部・山手・中央・浜・南芦屋浜)に分け、地域の特色を生かして、より身近なまちづくりの目標や方針を定めます。市域全体での統一性や公平性が求められる全体構想に対し、地域別構想は、より地域に限定された視点に立った市民の考えが十分に生かされた計画となることが求められます。



図 地域区分

(2) 参画と協働によるまちづくりの推進

本マスタープランは、市全体のまちづくりの進むべき方向を示すために、都市計画について事前に情報を提供し、知識の普及と広域的計画への理解を得るためのテキストとしての役割があります。また、より良いまちづくりを目指して市民、事業者及び行政が調整を図る際のベースとして、重要な役割を果たすものです。

したがって、本マスタープランの策定に当たっては、十分な市民意向の反映に努め、行政側の視点からの考え方と市民の地域に根ざした考え方が調和した都市計画を進める必要があります。特に地域別構想については、市民、事業者及び行政との協働の中で、機能面や代替案を模索しながら、さらにより良い計画へと更新していくことが大切です。

また、本マスタープランは施設整備のみの方針に偏るのではなく、公共施設を利用する市民の立場に立って考える必要があります。少子高齢社会に入り、公共施設整備の時代から、既存の公共施設を有効活用し、市民ニーズに応じて機能更新する成熟したまちづくりへ転換を図る時期にきています。

本マスタープランは、そうした時代の変化を的確にとらえつつ、具体的な都市計画の決定や変更の基本的方針を市民、事業者と協働で進める指針となります。

3 都市計画マスタープランの視点

本マスタープランの策定に当たっては、次の視点を大切にしました。

(1) 市民主体のまちづくり

住宅都市である本市では、まちの主角は地域で生活する市民自身です。市民が主体となってまちづくりを進めることによって、快適な居住環境と豊かな文化にあふれる個性的で魅力的なまちづくりが実現するものと考えます。

また、これからの地域に根ざした都市計画では、まちづくりの主体が行政から市民へと移行しつつあり、地域の将来は市民の肩にかかることとなります。そのため、市民自身も公共的視点を持ってまちづくりに取り組まなければなりません。

本マスタープランでは、まちづくりの中で行政が担うべき役割を明らかにしながら、市民主体のまちづくりの実現に向けて、市民と行政のパートナーシップづくりを心掛けます。

(2) 環境・景観に配慮した魅力あるまちづくり

21世紀を迎えた今、まちづくりは単なる地域の問題ではなく、市域を越えた広域的な社会に影響を及ぼすものとなっています。また、人と自然環境との共生という、これまでの考えを改めた視点からのアプローチも必要となっています。そのため、市民の快適な生活と、自然環境との調和をどのように図っていくべきか、あらゆる角度から環境に配慮したまちづくりを考えます。特に、市民との協働により市域の緑を守り育てる「芦屋庭園都市宣言」の視点に立ったまちづくりを心掛けます。また、緑豊かな自然環境や歴史的建造物を生かした魅力ある都市景観の形成を推進します。

(3) ユニバーサルデザイン のまちづくり

ユニバーサルデザインとは子供・高齢者・障がいのある人・健常者の区別なく、すべての人が利用できるように設計された物やサービスなど全てを指します。

本市では、すべての人がまちに出て社会活動ができるような、「すべての人に優しいユニバーサルデザインのまちづくり」に心掛けます。

(4) 安全・安心のまちづくり

阪神・淡路大震災は、戦後、我が国における社会経済的な諸機能が集積する都市を直撃した初めての直下型地震です。阪神間における被害は、死者約6,400人、負傷者約40,000人、全壊・半壊家屋約248,000棟にも及び、被害総額は約5兆8千億円にも上ります。

本市における被災状況は、死者444人、負傷者3,175人に上り、壊滅的な被害を受けました。これらを教訓として都市機能災害に強い「安全」、「安心」のまちづくりを心掛けます。

(5) 長期的な視野の下に育まれる、永続性のあるまちづくり

様々なまちづくりの課題に対し、対処療法的な問題解決ではなく、問題を掘り下げ、その根幹にある要因を多角的に分析した上で、市民、事業者及び行政が協働で、時間をかけてじっくりと芦屋

序論

らしい解決策を模索するような、堅実で確実なまちづくりを心掛けます。

また、性急な開発行為によるまちづくりの姿勢を見直して、グローバルな視点から本市の将来を見据え、時代に流されずに着実に優れたものを守り育ていけるような、地球環境に優しい、再循環できる持続性のあるまちづくりを心掛けます。

4 計画の構成と策定の手順

(1) 計画の位置付け

本マスタープランは、兵庫県や阪神地域などで定められている広域的な都市計画や、第3次芦屋市総合計画や国土利用計画などの本市の定める各種の計画と大きく関係していることから、これらの計画の内容との整合性を図りつつ、本市の位置付けを踏まえて計画を策定しなければなりません。

計画の基準となる資料については、平成12年度の国勢調査を使用し、その年度を計画基準年次とします。計画目標年次を計画基準年次から20年後の平成32年度とし、具体的な整備方針については、計画基準年次から10年後の平成22年度とします。

なお、計画開始年次については、本マスタープラン策定後の平成17年度とし、上位計画となる総合計画の見直しに合わせて、本マスタープランも見直しを検討するものとします。

計画年次

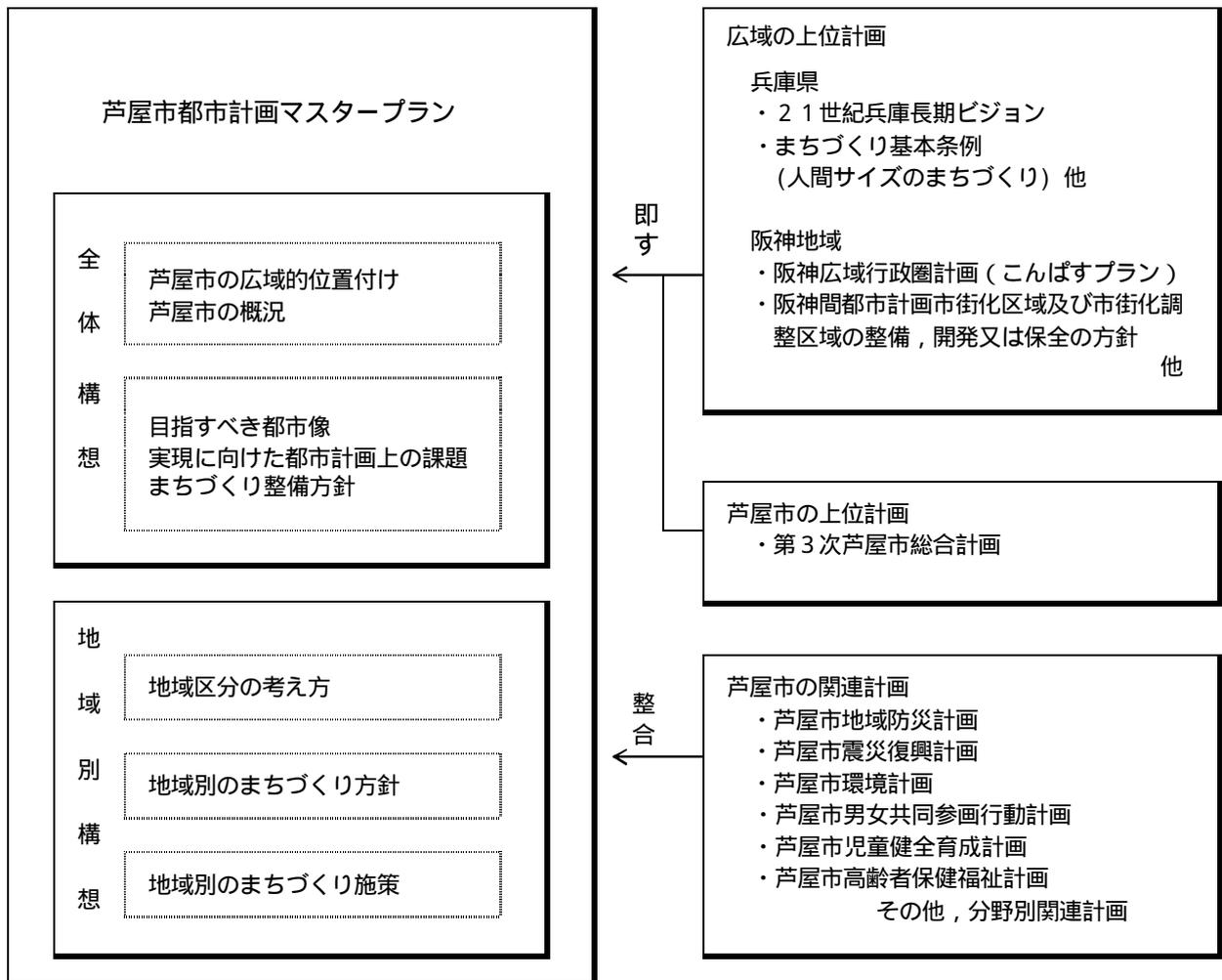
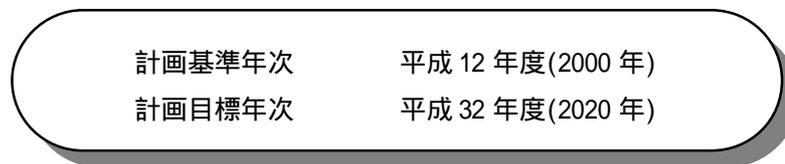


図 芦屋市都市計画マスタープランの全体構成と位置付け

(2) 計画策定の手順

本マスタープランは、次のような手順で策定しました。

まず市の行政に関係する部署が集まって検討委員会を設置し、ここでマスタープラン策定のための策定方針討議がなされました。そして、都市計画課が事務局となり、策定方針に従って、市民意見や市役所内の職員意見を集約して、本マスタープランの都市計画課素案を作成しました。これを参考にして、公募による市民委員と市職員及び所管委員で構成する幹事会で市素案を作成しました。

市素案を基に、県等の関係機関や市内部で再度協議を行い、市民の皆さんのご意見を聴き計画の原案を作成しました。

なお、下図は計画策定手順の骨子です。

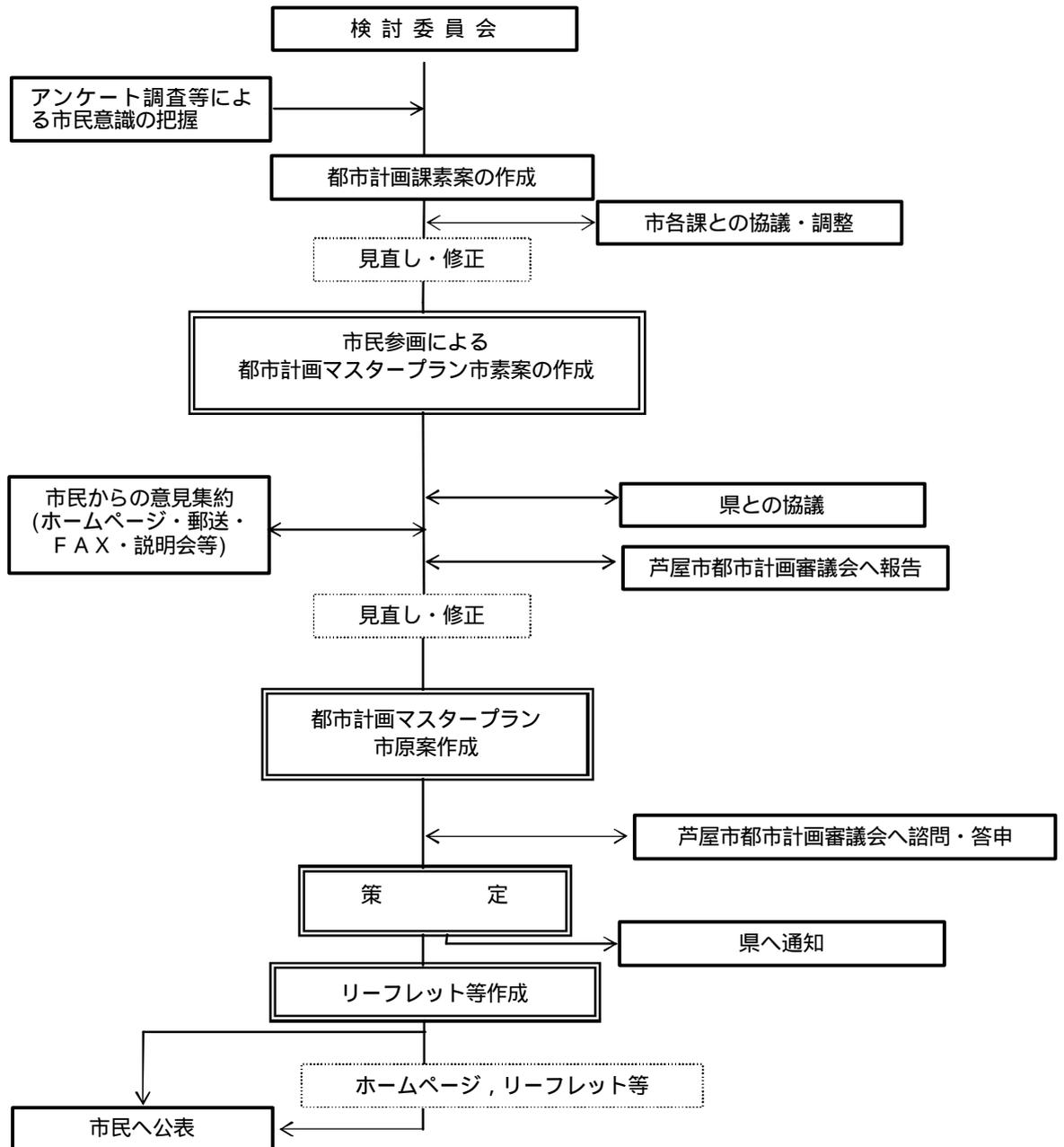


図 都市計画マスタープランの策定手順

5 計画対象区域及び将来人口フレーム

(1) 計画の対象区域

本マスタープランの計画対象区域は、芦屋市全域とします。本市は全て阪神間都市計画区域に含まれており、六甲山系に含まれる市域の北部を除く市街地部が市街化区域となっています。

(2) 将来人口フレーム

本マスタープランの基準年次から20年後の平成32年(2020年)の人口は、住宅地整備が進められる南芦屋浜地域での人口増加や既成市街地内での集合化等の開発が見込まれ、将来的には緩やかに人口規模が増加すると推測されます。これらを踏まえて、本マスタープランでは、平成22年(2010年)の本市の人口を約86,265人、平成32年(2020年)の人口を85,784人と推計します。

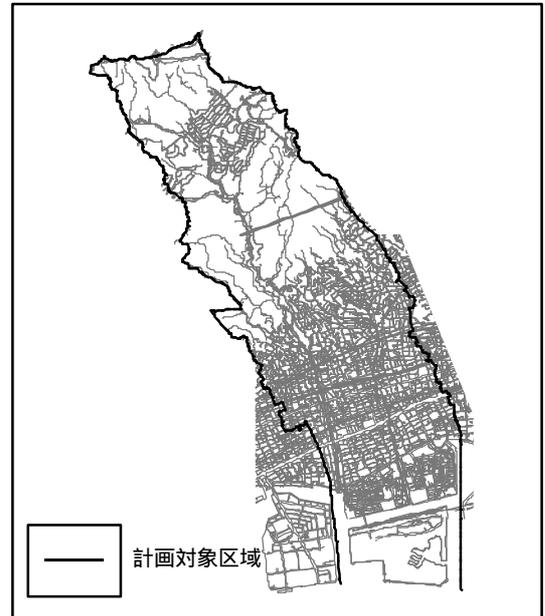


図 計画対象区域

なお、市街化区域面積は平成7年(1995年)から拡大しないものとし、市街化調整区域の人口については、現在のまま自然増減するものとします。また、平成17年1月現在の推計人口が既に90,410人に上っているため、平成17年度の国勢調査を受けて、将来人口フレームの見直しを検討します。

表 将来人口フレーム

	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成32年 (2020年)
都市計画区域人口(人)	87,524	75,032	83,834	85,257	86,265	85,784
都市計画区域面積(ha)	1,726	1,857	1,857	1,857	1,857	1,857
市街化区域面積(ha)	843	969	969	969	969	969
平成2年基準の人口増加率(%)	100.0	85.7	95.7	97.4	98.5	98.0

平成2年、7年、12年は国勢調査人口。その他は、平成12年までの数値を用いたコーホート要因法等による推計値。

水道や下水道等の長期計画は、それぞれの計画の中で将来人口フレームを検討します。